

京都市運動施設の利用手続の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第128号

京都市運動施設の利用手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

京都市運動施設の利用手続の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「及びフットサルコート」を「, フットサルコート, 体育館及び会議室」
に改める。

附 則

この規則は、平成31年8月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)